



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 5 日 (金)
第 8 7 0 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2 件) (404・405) (東部振興課) 2 生活保護法による医療機関の指定 (406) (福祉保健課) 2 生活保護法による医療機関の廃止の届出 (407) (〃) 3 指定障害福祉サービス事業者の指定 (408) (東部福祉保健事務所) 3 基本測量の実施 (409) (県土総務課) 3 指定障害福祉サービス事業者の指定 (410) (西部総合事務所福祉保健局) 3 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (411) (〃) 4 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (412) (〃) 4
◇ 公 告	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防防災課) 4 平成27年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5 平成27年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 7
◇ 調達公告	落札者の決定 (4 件) (物品契約課) 10

告 示

鳥取県告示第404号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 27 年 7 月 22 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 5 月 22 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人万葉のふるさと国府創生会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
上山 忠久
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市国府町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取市新地域振興策の「国府町のめざす将来像」を踏まえ、万葉のふるさと国府理想郷の創生に向けさまざまな取り組みを企画・提言し、これらを具体化・推進していく活動を行うことを目的とする。

鳥取県告示第405号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 27 年 7 月 27 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 27 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 5 月 27 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 MCW 経営サポートセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
入江 公一
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市吉成 1151-4
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、医療機関、介護事業者、福祉事業者（以下、「医療機関等」という）の開業及び事業運営・経営改善・事業承継・事業統合等に関する支援事業を行い、医療機関等の経営安定と各サービスの安定提供に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第406号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法

第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
うなてクリニック	倉吉市宮川町256-2	平成27年4月1日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目2-2	〃

鳥取県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目2-2	平成27年3月31日

鳥取県告示第408号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人ここな会	鳥取市雲山315-1	暖々	鳥取市雲山315-1	就労継続支援B型	平成27年5月28日

鳥取県告示第409号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 作業種類 基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 作業期間 平成27年7月10日から平成28年3月31日まで
- 作業地域 鳥取市及び岩美郡岩美町

鳥取県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

名称	主たる事務所	指定に係る障害福	指定に係る障害福祉	障害福祉サー	指定年月日

	の所在地	社サービス事業を 行う事業所の名称	サービス事業を行う 事業所の所在地	ビスの種類	
社会福祉法人 博愛会	米子市一部 555	あそしえ	米子市福万148-3	就労継続支援 B型	平成27年6月 1日
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	鳥取市伏野 2259-43	かいけ訪問介護事 業所	米子市新開一丁目5 -15	同行援護	”

鳥取県告示第411号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 米子市社会福 祉協議会	米子市社会福祉 協議会 訪問入 浴介護事業所	米子市錦町一丁 目139-3	平成27年5月22 日	平成27年6月30 日	介護予防訪問 入浴介護

鳥取県告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日
白鳥ケアサービス 株式会社	ケアプランはくちよ う	米子市皆生温泉二丁 目14-13	平成27年5月19日	平成27年5月31日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 講習の種別

危険物取扱者免状の交付を受けている者で、製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているものを対象とした講習

2 講習の日時及び場所並びに申込期間

日時	場所	申込期間
平成27年8月18日（火）午後1時30 分から午後4時30分まで	鳥取市尚徳町101-5 とりぎん文化会館第一会議室	平成27年7月1日（水）から同月31 日（金）まで（日曜日、土曜日及び 国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する休日（以 下「休日等」という。）を除く。）
平成27年8月20日（木）午後1時30 分から午後4時30分まで		

平成27年8月21日（金）午後1時30分から午後4時30分まで	米子市末広町294 米子コンベンションセンター	平成27年7月6日（月）から同年8月7日（金）まで（休日等を除く。）
平成27年8月24日（月）午後1時30分から午後4時30分まで	小ホール	
平成27年9月2日（水）午後1時30分から午後4時30分まで	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム 3	平成27年7月13日（月）から同年8月14日（金）まで（休日等を除く。）

3 受講申込手続

県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県危機管理局消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、2の申込期間内に鳥取県危険物保安協会連合会（〒680-0864 鳥取市吉成640-1、電話0857-21-1401）に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付する場合は、申込期間の末日までの消印（信書便の役務のうち消印に準ずるものを含む。）があるものに限り受け付ける。

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成28年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	3名程度
警察官（女性）	1名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額208,900円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成28年3月31日までに卒業する見込みのもの。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成27年9月20日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成27年11月12日（木）及び同月13日（金）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成27年10月7日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成27年12月24日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

- (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として2年間とする。
なお、採用は、原則として平成28年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成28年4月2日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年7月31日（金）午前0時から同年8月26日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成27年7月31日（金）から同年8月31日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年8月31日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成28年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成27年度鳥取県警察官採用試験（警察官 B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	16名程度
警察官（女性）	2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表 1 級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額167,100円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成28年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

(2) 試験期日

平成27年9月20日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色覚	職務執行に支障がないこと。	
聴力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成27年11月5日（木）及び同月6日（金）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成27年10月7日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成27年11月27日（金）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成28年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成28年4月2日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年7月31日（金）午前0時から同年8月12日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成27年7月31日（金）から同年8月17日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成27年8月17日（月）までの消印又は信書便の役務のうち

消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	除雪トラック（7 t 級、4 × 4）	2 台
2	契 約 方 式	一般競争入札	
3	落 札 日	平成27年5月14日	
4	落札者の名称及び所在地	UDトラックス株式会社中国支社 米子市尾高2789	
5	落 札 金 額	49,680,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	
6	入 札 公 告 日	平成27年4月3日	
7	落 札 方 式	最低価格落札方式	
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1	調 達 件 名 及 び 数 量	ロータリー除雪車（2.6m級）	1 台
2	契 約 方 式	一般競争入札	
3	落 札 日	平成27年5月13日	
4	落札者の名称及び所在地	三洋重機株式会社 鳥取市湖山町東二丁目237	
5	落 札 金 額	48,751,200円（消費税及び地方消費税を含む。）	
6	入 札 公 告 日	平成27年4月3日	
7	落 札 方 式	最低価格落札方式	
8	契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課 鳥取市東町一丁目220	

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|--------------------|-----------------------------------|----|
| 1 調達件名及び数量 | ロータリー除雪車（2.6m級） | 1台 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | |
| 3 落札日 | 平成27年5月13日 | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 三洋重機株式会社
鳥取市湖山町東二丁目237 | |
| 5 落札金額 | 50,133,060円（消費税及び地方消費税を含む。） | |
| 6 入札公告日 | 平成27年4月3日 | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|---------------|-------|
| 1 調達件名及び数量 | 平成27年度とっとり県政だよりの印刷業務 | 1回につき205,900部 | 12回発行 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 | | |
| 3 落札日 | 平成27年3月27日 | | |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 日ノ丸印刷株式会社
鳥取市寿町915 | | |
| 5 落札金額 | 21,427,765円（消費税及び地方消費税の額を含む。） | | |
| 6 入札公告日 | 平成27年2月17日 | | |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 | | |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目220 | | |